

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG

旅費規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG（以下、本会）の役員及び本会の委嘱を受けた者が、本会の業務並びに用務のため、出張等の旅行をする場合の旅費の支給について必要な事項を定める。

(旅費の対象事業)

第 2 条 旅費の対象事業は、次の各号に分類する。

- (1) 国内各種会議（理事会、地域担当者会議、各種委員会等）
- (2) 本会が主催する競技会及び講習会
- (3) 海外での競技会及び会議
- (4) その他、本会が認める事業

(旅費の支給)

第 3 条 旅費は、本会の業務並びに用務のため、第 1 条に定める者が旅行した場合に旅費を支給することができる。

2 旅行完了後に旅行した本人の請求に応じて、支給する。

3 旅費の支給を受けようとするときは、支払い領収書等の証拠となる書類を本会に提出しなければならない。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、実際に旅行した経路及び方法により計算することができる。

第2章 国内旅行の旅費

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日当及び宿泊費とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じその乗車に要する旅客運賃のほか、次の各号に規定するところにより、急行料金、座席指定料金を支給する。

(1) 急行料金は、次により支給する。

ア. 片道100キロメートル以上旅行する場合：特別急行料金

イ. 片道50キロメートル以上旅行する場合：普通急行料金

(2) 座席指定料金は、片道100キロメートル以上旅行する場合に支給する。

(船賃)

第7条 船賃は、路程に応じその乗船に要する旅客運賃（運賃の等級を設けている船舶による旅行の場合には、代表理事が指定する等級の運賃）を支給する。

(航空賃)

第8条 航空賃は、現に支払ったエコノミークラス相当の旅客運賃を支給する。

(車賃)

第9条 車賃は、現に支払った額を支給する。

(日当)

第10条 日当は、本会の業務並びに用務のために必要と認めた日数に応じ、別表に定める定額により支給する。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、本会の業務並びに用務のために必要と認めた宿泊数に応じ、別表に定める定額により支給する。

第3章 海外旅行の旅費

(旅費の取扱い)

第12条 原則として、第2章に規定する国内旅行の旅費に準じる。

2 航空賃における運賃の等級については、代表理事が旅行先及び所要時間等を勘案して指定するものとし、エコノミークラス或いはビジネスクラスの運賃を支給する。

3 外貨払いの旅費は、渡航日(本邦出発日)における貨幣交換レートによる円建て請求に応じて、支給する。

第4章 補則

(旅費の調整)

第13条 代表理事は、旅行目的の性質上または事情その他の特別な事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めることときは、これを減額または増額することができる。

2 各種助成金等を伴う事業に関する旅費の支給は、その要領に従う。

(委任)

第14条 この規程に定めるほかこの規程の実施に関し、必要な事項は代表理事が定める。

(本規程の改廃)

第15条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

ここに記する JFAGG 旅費規程は、2022 年 9 月 1 日より施行とする

【別表】

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG 日当及び宿泊費単価表

支給対象者	日当定額	宿泊費定額
役員、本会の委嘱を受けたもの	1日につき 2,000 円	1泊につき 10,000 円
備考： 本会が宿泊施設に直接支払いを行う場合は、宿泊費を支給しない。		